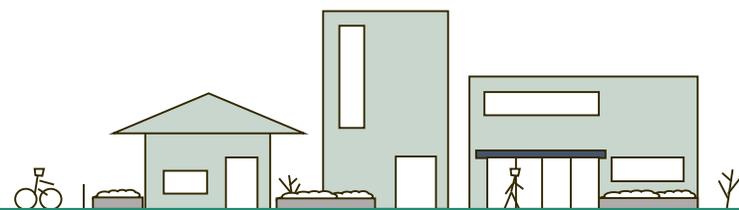


報告案件：本市の景観行政の取り組みについて

戸田駅西口駅前交通広場



「戸田駅西口駅前交通広場」が
令和4年2月に完成しました。

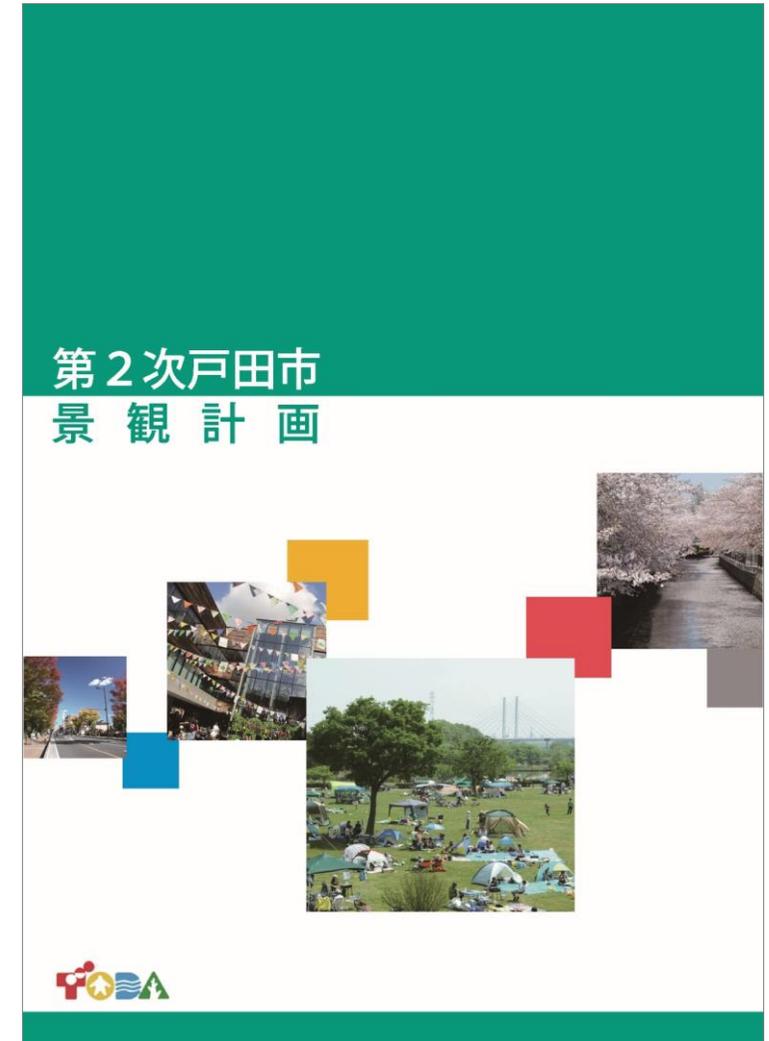
キッチンカーの出店やハロウィン
イベント等、賑わいの創出に
に向けた様々なイベントが開催さ
れました。

○戸田市の景観行政の変遷

平成12年	3月	戸田市美しい都市づくりプラン策定
平成14年	7月	戸田市都市景観条例施行
平成16年	6月	景観法公布
平成17年	5月	埼玉県内で最初の景観行政団体に移行
平成21年	4月	戸田市景観計画策定
平成26年	7月	戸田市屋外広告物条例施行
令和元年	12月	第2次戸田市景観計画策定
令和2年	7月	第2次戸田市景観計画施行 (事前協議制度開始)

○戸田市都市景観審議会

- ・ 戸田市都市景観条例に基づく附属機関として設置
- ・ 景観形成に関する重要事項の調査審議を実施



報告案件：本市の景観行政の取り組みについて

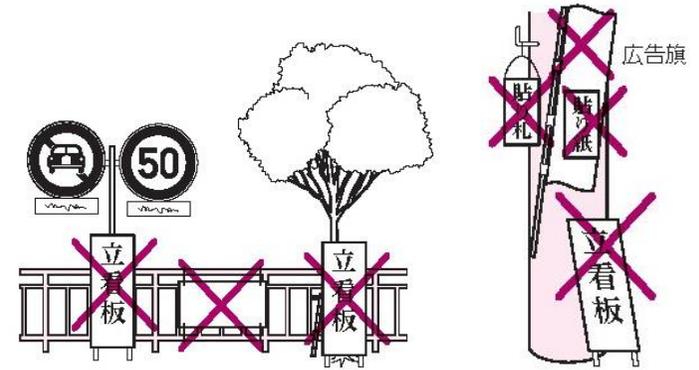
○屋外広告物に関する取り組み

<許可業務>

- ・屋外広告物の設置等時における戸田市屋外広告物条例に基づく申請に関する事務

<簡易除却>

- ・戸田市屋外広告物条例に違反した簡易広告物の除却対応
(簡易広告物：貼り紙、貼り札、立看板、広告旗)



<公共サイン>

- ・街区案内板、街区表示板等の管理（修繕、撤去等）
- ・公共サイン計画に基づくサイン整備の推進



○景観に関する取り組み

<事前協議・届出>

- ・ 景観法及び戸田市都市景観条例に基づく景観事前協議及び届出に関する事務
- ・ 事前協議は景観形成の促進を図ることを目的に、専門家による助言を行う制度として運用
(詳細は「報告案件：戸田市都市景観条例に基づく事前協議の実績報告について」参照)

<景観づくり推進地区>

- ・ 駅前やポートコース等の戸田の顔となる5地区を指定し、景観づくりを積極的に推進
(市役所南通り、戸田ポートコース周辺、笹目川左岸沿川、北戸田駅周辺、戸田駅西口周辺)

<三軒協定>

- ・ 三軒以上の住民が景観づくりを自主的に
行う地区を認定し補助を行う制度の運用



(三軒協定事例写真)